国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則	国立大学法人東京農工大学任期付教員の任期の定めのない教育職員とするための審査に関する細則	
本則	本則	
（趣旨） 第１条　この細則は、国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「規程」という。）第３条の２第２項の規定に基づき、任期を定めて雇用する教育職員（以下「任期付教員」という。）の任期の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）に転換するための審査（以下「無期労働契約への転換審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この細則は、国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「規程」という。）第３条の２第２項の規定に基づき、任期を定めて雇用する教育職員（以下「任期付教員」という。）の任期の定めのない教育職員とするための審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。	
（無期労働契約への転換審査の申請） 第２条　任期付教員は、無期労働契約への転換希望の有無を、無期労働契約への転換審査申請書（別紙様式１）により、規程第２条に定める教育研究組織（以下「教育研究組織」という。）の定める日までに教育研究組織の長に申し出るものとする。	（任期の定めのない教育職員とするための審査の申請） 第２条　任期付教員は、任期の定めのない教育職員となることの有無を、審査申請書（別紙様式１）により、規程第２条に定める教育研究組織（以下「教育研究組織」という。）の定める日までに教育研究組織の長に申し出るものとする。	
（無期労働契約への転換審査委員会） 第３条　教育研究組織の長は、任期付教員から前条の規定に基づき無期労働契約への転換希望の申出があったときは、当該教育研究組織の教授会又は運営委員会（以下「教授会等」という。）のもとに無期労働契約への転換審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。	（任期の定めのない教育職員とするための審査委員会） 第３条　教育研究組織の長は、任期付教員から前条の規定に基づき任期の定めのない教育職員となることの希望の申出があったときは、当該教育研究組織の教授会又は運営委員会（以下「教授会等」という。）のもとに任期の定めのない教育職員とするための審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。	
（無期労働契約への転換審査） 第４条　委員会は、無期労働契約への転換希望を申し出た任期付教員（以下「無期労働契約への転換希望教員」という。）の在任中の業績等を評価し、無期労働契約への転換の可否の審査を行う。	（任期の定めのない教育職員とするための審査） 第４条　委員会は、任期の定めのない教育職員となることの希望を申し出た任期付教員（以下「希望教員」という。）の在任中の業績等を評価し、審査を行う。	
２　委員会は、前項の審査を行うに当たっては、無期労働契約への転換希望教員から審査に必要な書類の提出を求め、必要に応じて無期労働契約への転換希望教員の面接を行うことができるものとする。	２　委員会は、前項の審査を行うに当たっては、希望教員から審査に必要な書類の提出を求め、必要に応じて希望教員の面接を行うことができるものとする。	
（審査の期限）	（審査の期限）	

第５条　委員会は、前条に規定する審査を当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として７月前までに終了し、無期労働契約への転換審査結果を教授会等に報告しなければならない。 2　前項の無期労働契約への転換審査結果には、次の各号に掲げる事項を記入するものとする。 ⑴　無期労働契約への転換希望職員の所属、職名、氏名 ⑵　無期労働契約への転換の可否 ⑶　無期労働契約への転換審査の経過 ⑷　無期労働契約への転換可否の理由 ⑸　（略） （無期労働契約への転換の決定等） 第６条　無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換の可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等及び教育研究評議会の議を経て、当該無期労働契約への転換希望教員の任期が満了となる日の原則として６月前までに学長が決定する。 2　学長は、前項の決定をしたときは、速やかに当該教育研究組織の長を経由して当該無期労働契約への転換希望教員にその結果を無期労働契約への転換審査結果通知書（別紙様式２）により通知するものとする。 （雑則） 第７条　この細則に定めるもののほか、無期労働契約への転換希望教員の無期労働契約への転換審査に関する必要な事項は、教育研究組織ごとに別に定める。 2　（略） 別紙様式１ 無期労働契約への転換審査申請書 ［別紙参照］ 別紙様式２ 無期労働契約への転換審査結果通知書	第５条　委員会は、前条に規定する審査を当該希望教員の任期が満了となる日の原則として７月前までに終了し、審査結果を教授会等に報告しなければならない。 2　前項の審査結果には、次の各号に掲げる事項を記入するものとする。 ⑴　希望教員の所属、職名、氏名 ⑵　任期の定めのない教育職員とすることの可否 ⑶　審査の経過 ⑷　可否の理由 ⑸　（略） （任期の定めのない教育職員とすることの決定等） 第６条　希望教員の任期の定めのない教育職員とすることの可否は、前条の規定により報告を受けた教授会等及び教育研究評議会の議を経て、当該希望教員の任期が満了となる日の原則として６月前までに学長が決定する。 2　学長は、前項の決定をしたときは、速やかに当該教育研究組織の長を経由して当該希望教員にその結果を審査結果通知書（別紙様式２）により通知するものとする。 （雑則） 第７条　この細則に定めるもののほか、希望教員の審査に関する必要な事項は、教育研究組織ごとに別に定める。 2　（略） 別紙様式１ 任期の定めのない教育職員とするための審査申請書 ［別紙参照］ 別紙様式２ 任期の定めのない教育職員とするための審査結果通知書	

[別紙参照]	[別紙参照]	

附　則(平成29年3月3日細則第21号)

この細則は、平成29年3月3日から施行する。

現行

別紙様式１

平成　年　月　日

（教育研究組織の長）　　殿

所属・職名

氏　名

無期労働契約への転換 審査申請書

私は、平成　年　月　日をもって任期満了となるに当たり、国立大学法人東京農工大学任期付教員の 無期労働契約への転換審査 に関する細則第２条の規定に基づき、無期労働契約への転換 希望の有無について、下記のとおり申請します。

記

１．現在の任期　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２．無期労働契約への転換 希望の有無

イ：無期労働契約への転換を 希望する　　ロ：無期労働契約への転換を 希望しない

（いずれかに○を付すこと。イに○を付した場合は３．を記入すること。）

３．無期労働契約への転換を 希望する理由等

改正

別紙様式１

平成　年　月　日

（教育研究組織の長）　　殿

所属・職名

氏　名

任期の定めのない教育職員とするための 審査申請書

私は、平成　年　月　日をもって任期満了となるに当たり、国立大学法人東京農工大学任期付教員の 任期の定めのない教育職員とするための審査 に関する細則第２条の規定に基づき、任期の定めのない教育職員となることの 希望の有無について、下記のとおり申請します。

記

１．現在の任期　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

２．任期の定めのない教育職員となることの 希望の有無

イ：希望する　　ロ：希望しない

（いずれかに○を付すこと。イに○を付した場合は３．を記入すること。）

３．希望する理由等

現行

別紙様式２

平成　年　月　日

所属・職名
氏　名　　殿

学　　長

無期労働契約への転換審査結果通知書

国立大学法人東京農工大学任期付教員の無期労働契約への転換審査に関する細則に基づき審議した結果、下記のとおり無期労働契約への転換の可否を通知します。

記

無期労働契約への転換の可否　　可　・　否

無期労働契約への転換否の理由（無期労働契約への転換否の場合のみ記入）

改正

別紙様式２

平成　年　月　日

所属・職名
氏　名　　殿

学　　長

任期の定めのない教育職員とするための審査結果通知書

国立大学法人東京農工大学任期付教員の任期の定めのない教育職員とするための審査に関する細則に基づき審議した結果、下記のとおり審査結果を通知します。

記

任期の定めのない教育職員とすることの可否　　可　・　否

任期の定めのない教育職員とすることの否の理由（否の場合のみ記入）